

帳簿のみの保存で、仕入税額控除が可能になる場合

★ News 消費税・インボイス制度での「特例」について

令和5年10月1日スタートしたインボイス制度(適格請求書保存方式)では、原則として「帳簿」と「インボイス(適格請求書)」などの請求書等の保存が仕入税額控除の要件となりますが、売手のインボイス交付義務の有無にかかわらず、インボイスの交付を受けることが困難な一定の場合は、買手は一定の事項を記載した帳簿の保存のみで、仕入税額控除が認められます。 → 【I】

また、これとは別に、一定規模以下の事業者に対する事務負担の軽減措置として、帳簿の保存のみで仕入税額控除が認められる経過措置「少額特例」が設けられています。 → 【II】

【I】 帳簿の保存のみで仕入税額控除が認められる取引(主要なもの)

- ①インボイスの交付義務が免除される公共交通機関による旅客の運送(3万円未満のものに限る)
- ②インボイスの交付義務が免除される自動販売機又は自動サービス機からの商品の購入(3万円未満のものに限る) = 自動販売機特例
→ 1回の取引の税込価格が3万円未満かで判断(例: 飲料1本の代金で判断)
- ③インボイスの交付義務が免除される、郵便切手を対価とする郵便サービス(郵便ポスト差出のみ)
- ④入場券等で、インボイスの記載事項(取引年月日を除く)が記載されているものが、使用の際に回収される取引 = 回収特例
- ⑤従業員等に支給する、通常必要と認められる出張旅費等(出張旅費・宿泊費・日当・通勤手当)

※ 上記①~③及び⑤の課税仕入は、帳簿に仕入の相手方の「住所又は所在地」の記載が不要
 ※ 帳簿の記載事項の見直し(令和6年税制改正)により、④の回収特例が適用される取引は、税込3万円未満の場合、「住所又は所在地」の記載が不要とされました。(R5.10.1以後の取引から)
 → 1回の取引の税込価格が3万円未満かで判断(例: 1枚2,000円×4枚を購入→8,000円で判断)

【II】 一定規模以下の事業者に対する事務負担の軽減措置 = 少額特例

基準期間の課税売上高が1億円以下又は特定期間の課税売上高5千万円以下の事業者で、令和5年10月1日~令和11年9月30日の間に行う、1回の取引の支払対価が少額「税込1万円未満」の課税仕入について、一定の事項を記載した帳簿の保存のみで仕入税額控除が認められます。

★ News 令和6年分所得税の『定額減税』の実務・国税庁 Q&A から

Q: 月次減税額の控除を行って交付する「給与支払明細書」への記載事項は?

A: 「給与支払明細書」には、実際に控除した月次減税額を「定額減税額(所得税)××円」や「定額減税××円」などと、適宜の箇所に記載する。(余白なければ別紙に記入でも可)

Q: 令和6年6月1日以後に給与所得者が退職(年調未了)した場合、源泉徴収票への記載は?

A: 「源泉徴収税額」欄には、月次減税により実際に源泉徴収した税額を記載する。「摘要」欄には定額減税額を記載する必要はない。再就職先での年末調整又は確定申告で、最終的な定額減税との精算を行うことになる。

★ News 7月・新紙幣の発行について

- 7月3日発行予定の新紙幣について日本銀行HPより
- ・新紙幣発行後も、現行の紙幣は引き続き通用するので、「従来の紙幣が使えなくなる」などの誤った情報や詐欺行為(振込め詐欺など)に注意すること。
- ・日銀は新紙幣への両替・単純な交換は行わない。
- ・汚染や損傷紙幣は日銀本支店に来店し交換となるが、故意に汚染や損傷の場合は法令による処罰も。

〒462-0844

名古屋市北区清水 2-19-9 1F

田中亮太税理士事務所

TEL 052-982-9062 FAX 052-982-9063

